社労士 ふ く し ま　月間情報　No.180
2012.7 月号

福島県社会保険労務士会　〒960-8252
発行担当者　副会長　菅野　隆　福島市御山字三本松 19-3
http://www.fukushima-sr.jp　TEL０２４－５３５－４４３０
E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp　FAX０２４－５３４－５４３２

目　次

P1　県会情報　・総会終了　・年金労働総合相談所
P2　連合会情報　・職務上請求書の様式の改訂　・JIRRA　主催個別労働紛争解決研修
・参考図書　・連合会ＨＰ会員専用ページ情報
P4 関係機関だより　・厚生労働省　・高齢障害求職者雇用支援機構
・協会けんぽ　・社会保険ふくしま
P5 事務局だより

1. 第 1 回研修会の開催について(P6～7)

申込締切日:8 月 6 日(月)

2. 平成 24 年度北海道・東北地域協議会主催労務管理研修会の開催について(P8～9)

申込締切日:7 月 13 日(金)

県　会　情　報

1.　総会終了!!

平成 24 年度総会について平成 24 年 6 月 12 日（火）いわき市「スパリゾートハワイアンズ」にて開催されました。出席者 68 人、委任状 143 人、計 211 人のなか全議案原案どおり可決承認されました。承認いただいた事業計画及び予算に基づき、平成 24 年度の事業を実施していくこととなります。

代議員には冨田力也（会津支部）会員、蓬田信一（相馬支部）会員が選任され、6 月 29 日の連合会総会に出席しました。

2.　年金・労働総合相談所について≪これまでの相談件数≫

実施	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
24 年度(4～5 月)	2 件	2 件	3 件	3 件
6/27(水)	1 件	1 件	0 件	0 件
今年度実績	3 件	3 件	3 件	3 件
総計	H15.6～24.6　125 件		19.7～24.6　79 件	

相談員　　鈴木健夫／長谷川タカ子
【次回相談日】　7月25日(水)　菅沼恒博／佐野文男

連合会情報

１．　住民基本台帳法の一部改正に伴う職務上請求書の様式の改訂について

平成 24 年 7 月 9 日より住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行となり、外国人住民にも住民基本台帳法が適用され、外国人住民の住民票が作成されることとなりました。

これに伴い、7 月 9 日より、社労士が使用する「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」（以下、「職務上請求書」という。）による外国人住民票の写しの請求が可能となります。このため、改正後の法律に対応した職務上請求書の様式（以下「新様式」という。）に改訂され、新様式については 7 月 9 日から使用できます。

つきましては、現行の職務上請求書（以下「旧様式」という。）をお持ちの会員の方は、下記要領に従い新様式と交換いただきますようお願いいたします。

1. 旧様式の回収について

旧様式をお持ちの会員の方は、<u>未使用部分のみ</u>所属都道府県会事務局までご返却下さい。旧様式ご返却後、新様式と無料で交換させていただきます。

（職務上請求書の冊子中の使用済み控えの部分については、各自で保管ください。）

2. 新旧様式の交換期間について

平成 24 年 7 月 9 日（月）～平成 24 年 10 月 31 日（水）

3. 旧様式の使用について

旧様式については、上記 2 の交換期間中に限り使用することができます。<u>11 月 1 日以降は一切使用できなくなりますので、</u>必ず交換期間中に交換いただきますようお願いいたします。

本件につきましては、月間社労士 6 月号（6 月 15 日発行）及び連合会ＨＰにおいても通知させていただいておりますので、ご確認ください。

http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/topics/2012/pdf/0615-1.pdf

２．　日本労使関係研究協会（JIRRA）が実施する「個別労働紛争解決研修（平成 24 年度・応用研修）」について

日本労使関係研究協会（JIRRA）が実施する個別労働紛争解決研修・応用研修は、すでに個別労働紛争の解決に携わった経験のある方や同程度の知識を有する方を対象に、実務のスキルアップを図ることを目的としています。

＜研修概要＞

最新の法改正や労働判例の動向について理解を深めるとともに、実践的な事例研究や模擬労働審判トレーニングを通じて、解雇、労働条件の引き下げ、ハラスメント等、複雑化・多様化する紛争事案に対応する能力の習得・向上を目指します。

※本セミナーは連合会、県会が開催するセミナーではありません。

※詳細につきましては、日本労使関係研究協会（JIRRA）HP をご覧ください。

http://www.jirra.org/index.html

３．　参考図書の頒布のご案内

連合会の編集による各実務相談の平成 24 年版参考図書を頒布しております。

購入希望の方は、「月間社労士 6 月号」巻末の申込案内か、連合会ＨＰをご覧いただき、直接連合会までお申し込みください。県会では販売はしておりませんのでご注意ください。

連合会ＨＰ　http://www.shakaihokenroumushi.jp/general-person/book/

図　書　名	特別価格（税込・送料込）
社会保険労務六法平成 24 年版 （平成 23 年 11 月発行）	6,700 円
社会保険労務ハンドブック平成 24 年版 （平成 23 年 11 月発行）	3,500 円
社会保険の実務相談 （平成 24 年 7 月発行）	2,200 円
労働基準法の実務相談 （平成 24 年 7 月発行）	2,200 円
労働保険の実務相談 （平成 24 年 7 月発行）	2,000 円

４．　連合会 HP 会員専用ページ情報

以下について、連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。

http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

＜通達情報＞

- 雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項の改正について
- 東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の申請免除等の取扱いについて
- 「介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う事務取扱について」の一部改正について
- 国民年金における外国人適用について
- 国民年金における外国人適用事務について
- 外国人に係る裁定請求書等の添付書類の取扱いについて
- 日本国籍を有する者の国外移住期間等に係る合算対象期間の確認に必要な書類について
- 出入国管理及び日本国との平和条約に基づく日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う、厚生労働省関係省令の整備に関する省令」の施行について
- 配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金保険料の免除制度の改善について
- 「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金等における秘密保持の配慮について」の一部改正について

＜トレンドボックス＞

- ✧ 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル」パンフレットの周知について

関係機関だより

厚生労働省

1. 夏期の節電に取り組む労使の皆様を対象とするパンフレットの作成について（Ｐ10）

パンフレット　厚生労働省HP
http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001apoc-att/2r9852000001c15i.pdf

2. 改正育児・介護休業法が全面施行されます！（Ｐ11～14）

3. 高年齢者雇用に関する各種助成金のご案内

・・・独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、高年齢者等の雇用の促進を図ることを目的に、事業主の方に雇用安定事業に基づく助成金・奨励金を支給しています。

●中小企業定年引上げ等奨励金（改正）・・・パンフレット（別添）をご覧ください。

●高年齢者労働移動受入企業助成金（新規）
高年齢者の円滑な労働移動の促進を図るため、定年を控えた高年齢者で、その知識や経験を活かすことができる他の企業への雇用を希望する者を職業紹介事業者の紹介により、失業を経ることなく雇い入れる事業主に対し、雇入れ１人につき７０万円（短時間労働者４０万円）を支給します。　本助成金は平成２４年４月６日以降に当該高年齢者を雇い入れた事業主が対象となります。

●高年齢者職域拡大等助成金（改正）
高年齢者の意欲と能力を活かすため、希望者全員が６５歳以上まで働くことができる制度の導入又は７０歳以上まで働くことができる制度の導入にあわせて、高年齢者の雇用管理制度の構築や高年齢者の職域の拡大に取り組み、高年齢者がいきいきと働ける職場の整備を行う事業主に対し、当該取組に係る経費の３分の１に相当する額を、５００万円を限度として支給します。職域拡大等の措置の実施に要した経費の上限額の廃止等の一部要件を緩和しました。

詳しい内容については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のＨＰをご確認ください。http://www.jeed.or.jp/elderly/employer/subsidy/subsidy.html

4. 最新情報・健保クイズを配信・・・協会けんぽ

協会けんぽ福島支部では、毎月５日前後にメールマガジンを配信しております。
配信登録は無料です。下記ホームページアドレスからご登録ください。
検索サイトより「協会けんぽ福島　配信登録」の検索でも接続いただけます。
http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html

5. 社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

会務報告及び予定

6月　12日　第35回定時総会、第32回定期大会（スパリゾートハワイアンズ）
　　14日　宮城県会より労働条件審査に関する訪問（事務局）
　　15日　北海道・東北地域協議会定例会（ホテルメトロポリタン山形）
　　15日　福島支部研修会（福島テルサ）
　　16日　街角の年金相談センターセンター長・部門長会議（秋葉原ＵＤＸ）
　　18日　年金・労働総合相談所相談員研修会及び電子申請研修会（コラッセふくしま）
　　21日　第1回経営労務監査推進特別委員会（事務局）
　　21日　中小企業支援事業全国会議（厚生労働省）
　　27日　第110回年金・労働総合相談所（事務局）、
　　郡山支部研修会
　　28日　連合会正副会長会、全国政連正副会長会（東京会館）
　　29日　全国政連定期大会、連合会総会（東京会館）

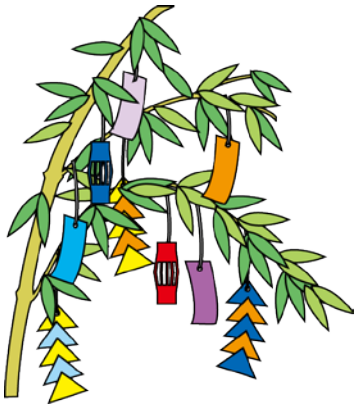

7月　4日　第1回業務委員会（事務局）
　　5日　年金相談員養成　グループ研修①（事務局）
　　12日　年金相談員養成　グループ研修②（事務局）
　　13日　第1回広報委員会、第1回総務委員会、
　　第1回理事会（事務局）
　　18日　東北税理士会福島県支部連合会総会（郡山ﾋﾞｭｰホテルアネックス）
　　19日　年金相談員養成　グループ研修③
　　20日　県社協セミナー
　　21日～22日　街角の年金相談センター北海道・東北地域会議（仙台ＫＫＲホテル）
　　23日　中小企業支援事業「経営改善・労務管理セミナー」（コラッセふくしま）
　　25日　第111回年金・労働総合相談所（事務局）
　　26日　年金相談員養成　グループ研修④（事務局）
　　27日　北海道・東北地域協議会事務局代表者会議（岩手県・紅葉荘）
　　28日　街角の年金相談センター研修（事務局）
8月　4日　年金相談員養成研修　集合研修（事務局）

会員異動報告

	支部	名簿ﾅﾝﾊﾞｰ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【入会】	相馬	6/15 付 入会 開業	ﾅｶｶﾞﾜ　ﾀﾂｵ 中川　龍男	中川社会保険労務士事務所 南相馬市原町区牛越字遠藤 9-6 TEL0244-22-7276
	福島	7/1 付 入会 勤務	ｻﾄｳ　ﾀﾂｷ 佐藤　龍樹	福島公共職業安定所 福島市狐塚 17-40 TEL024-534-4121
【退会】	いわき	P23	石塚　勝豊	6/5 付登録抹消
		P18	池田憲太郎	6/1 付退会（東京会へ移管）

福島社発第　　８７　号
平成２４年　７月１０日

会　員　各　位

福島県社会保険労務士会
会　長　鈴　木　健　夫

第１回研修会の開催について

盛夏の候　ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、平成24年度第１回研修会を下記要領により必須研修として開催することといたしました。

ついては、ご多用中とは存じますが、万障繰り合わせのうえご出席くださいますようご案内申し上げます。

記

１．日　　時　　平成24年**８月20日**（月）

受　　付　　12：30～
会長挨拶　　13：00～13：10
研 修 会　　13：10～17：00

２．場　　所　　ホテル福島グリーンパレス　瑞光の東の間
（福島市太田町13－53　　TEL：024-533-1171）

３．対 象 者　　会　員（会員事務所職員の参加はできません）

４．内　　容

13：00～13：10　　会長挨拶
13：10～13：55　　**「国民年金後納保険料制度について」（仮題）**
講師　東北福島年金事務所　担当者
14：00～14：45　　**「高年齢者雇用安定法改正案の概要について」（仮題）**
講師　福島労働局職業安定部職業対策課　担当官
15：00～17：00　　**「改正派遣法の法的留意点と実務ポイント」（仮題）**
講師　石嵜・山中総合法律事務所　弁護士　江畠健彦　氏

５．申込方法　　準備の都合がありますので、参加される方は必ず「参加申込書」により
８月６日（月）まで事務局にお申込みください。
※　８月 13 日～16 日まで事務局のお盆休みとなりますので、締切を必着でお願いします。

６．参 加 費　　無料

会場ご案内図

ホテル福島グリーンパレス
（福島市太田町 13 番 53 号
TEL 024-533-1171）

- JR福島駅西口より徒歩3分
- 東北自動車道福島西IC、飯坂ICから車で約15分
- 駐車場に限りがございますので公共交通機関等をご利用いただきますようお願いいたします。

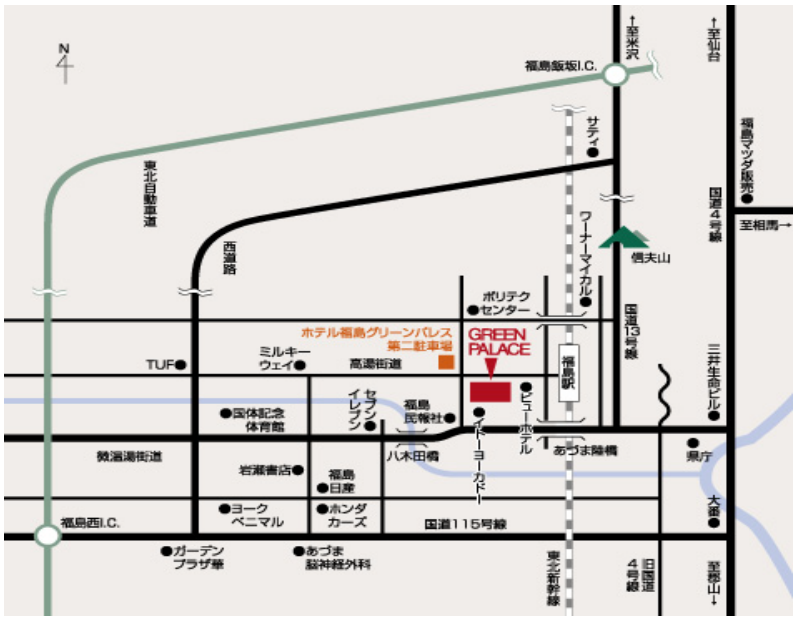

締切　８月６日（月）

福島県社会保険労務士会行（FAX：024-534-5432　e-mail：fukusha@green.ocn.ne.jp）

平成 24 年度　第１回研修会　参加申込書

平成 24 年　　月　　日

8 月 20 日開催の第 1 回研修会に参加します。

支部　　氏　名

北社労第１８０号
平成２４年6月１９日

北海道・東北地域協議会
各県社会保険労務士会会長　様

北海道・東北地域協議会
会　長　舘　岡　睦　彦
北海道社会保険労務士会
会　長　村　上　三基夫
（公印省略）

平成２４年度北海道・東北地域協議会主催
労務管理研修会の開催について

初夏の候　ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素当会の事業運営について格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、本年度事業計画に基づき、標記研修会を下記のとおり開催致しますので、時節柄ご多忙のことと存じますが、多数の参加を賜りますよう貴会会員の皆様にご周知願います。

記

１　日　　時　　平成２４年7月２０日（金）受付１３時００分～
研修１３時３０分～１６時３０分

２　場　　所　　札幌ガーデンパレス
札幌市中央区北１条西６丁目　TEL(011)261 - 5311

３　演　　題　　『非正規労働法制の動向と社会保険労務士の役割』
講　師　東京大学社会科学研究所
教授　水町勇一郎　氏

４　対 象 者　　会員及び補助者

５　受 講 料　　無　料

６　定　　員　　２００名

７　懇 親 会　　日　時　　平成２４年7月２０日（金）１７時００分～
場　所　　札幌ガーデンパレス
会　費　　５，０００円（当日申し受けます）

８　申込方法　　別紙申込書により７月１３日（金）までに、郵送またはＦＡＸでお申込み下さい。FAX(011)520 - 1952
※懇親会キャンセルにつきましては、７月１３日（金）までに事務局まで、ご連絡を下さいますようお願い申し上げます。ご連絡を頂けない場合は、費用を頂戴致します。

受付 24.6.2

◇会場地図

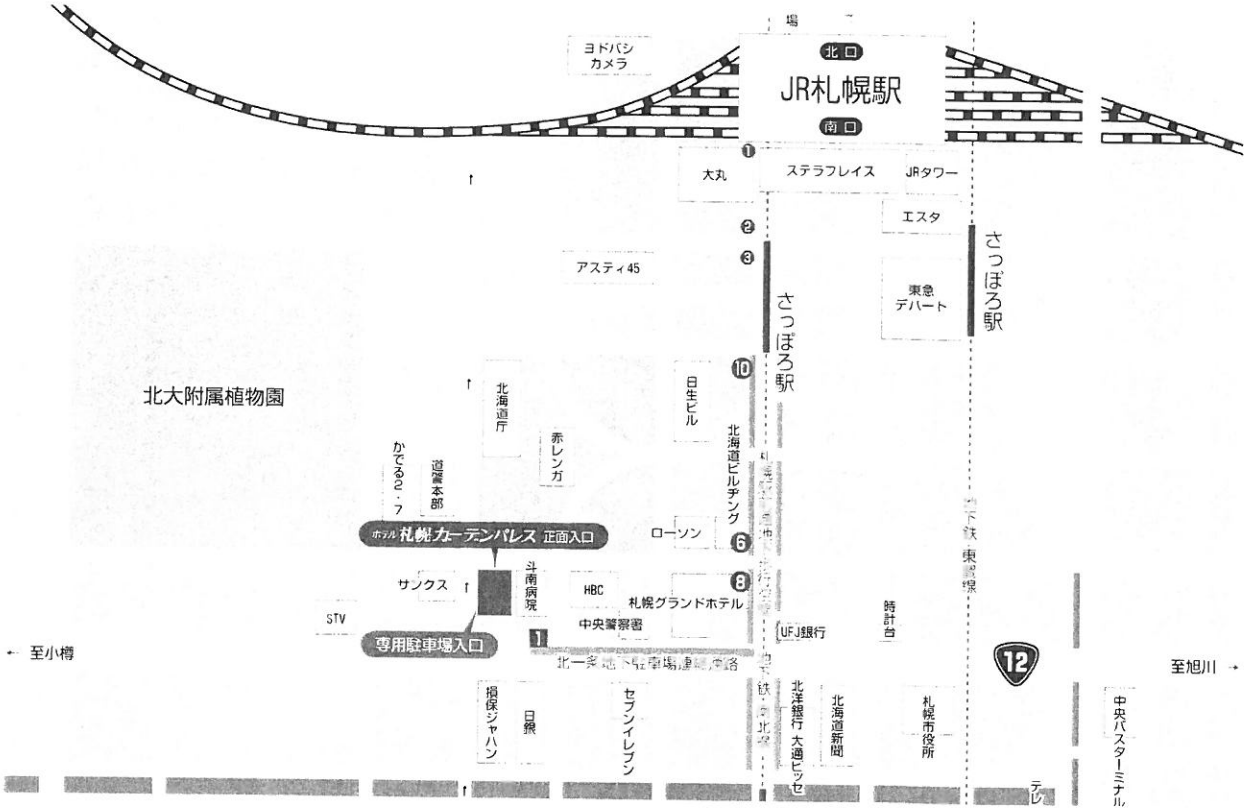

切り取り線

平成２４年度北海道・東北地域協議会主催
労務管理研修会受講申込書

平成　　年　　月　　日

所属県会	県社会保険労務士会
会員氏名	
住　　所	〒 TEL
懇親会	出席　・　欠席

補助者氏名	

（該当するものを○で囲んで下さい）

上記のとおり申込み致します。

【お問合せ・お申込先】北海道社会保険労務士会
〒064-0804
札幌市中央区南４条西 11 丁目サニー南４条ビル 2F
TEL(011)520-1951／FAX(011)520-1952

福島労発基第1047号
平成24年6月28日

関係事業主団体等の長　殿

福島労働局長

夏期の節電に取り組む労使の皆様を対象とするパンフレットの作成について

日頃より、労働行政の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今夏の電力需給に関しては、一部の地域において電力需給のひっ迫が見込まれております。このため、平成 24 年5月 18 日に開催された「電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議の合同会合」において「今夏の電力需給対策について」が決定され、一部の電力会社管内で、数値目標を伴った節電要請やセーフティネットとしての計画停電の準備を含む、電力需給対策が講じられることになったところです。

これを受けて、電力使用の分散化・平準化を図ることを目的として、事業計画、生産計画等を変更し、所定労働時間の短縮、休暇・休日や始業・終業時刻の変更、変形労働時間制の導入等を実施する企業もあると見込まれます。

このため、厚生労働省では、節電に取り組む労使の皆様が電力不足に対応した働き方、休み方の工夫に向けた話し合いをされる際の御参考となるよう、別添のパンフレットを作成いたしました。

同パンフレットの内容は、厚生労働省ホームページ(※)からも御覧いただけます。

つきましては、貴団体傘下の団体及び企業等に対し、別添パンフレットの内容の周知につき特段の御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(※) http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/pamphlet_04.html
http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001apoc-att/2r9852000001c15i.pdf

担当:福島労働局 労働基準部 監督課
監察監督官 川又 電話(024-536-4602)

受付
24.6.29
福島県社会保険
労務士会
203

従業員数が100人以下の事業主の皆さま！！

平成24年7月1日から

改正育児・介護休業法が全面施行されます!!

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成21年、育児・介護休業法が改正されました。

平成24年7月1日より、これまで適用が猶予されていた以下の制度が**従業員数が100人以下の事業主にも適用になります。**

❶ 短時間勤務制度
❷ 所定外労働の制限
❸ 介護休暇

1 短時間勤務制度（所定労働時間の短縮措置）

制度の概要

- **事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる、短時間勤務制度を設けなければなりません。**
- 短時間勤務制度は、就業規則に規定される等、制度化された状態になっていることが必要であり、運用で行われているだけでは不十分です。
- 短時間勤務制度は、1日の労働時間を原則として6時間（5時間45分から6時間まで）とする措置を含むものとしなければなりません。

対象となる従業員

短時間勤務制度の対象となる従業員は、以下のいずれにも該当する男女従業員です。

❶ 3歳未満の子を養育する従業員であって、短時間勤務をする期間に育児休業をしていないこと。
❷ 日々雇用される労働者でないこと。
❸ 1日の所定労働時間が6時間以下でないこと。
❹ 労使協定により適用除外とされた従業員でないこと。

以下のア）～ウ）の従業員は労使協定により適用除外とすることができます。

ア）　当該事業主に引き続き雇用された期間が１年に満たない従業員

イ）　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

ウ）　業務の性質又は業務の実施体制に照らして、短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる業務に従事する従業員

※　このうち、ウ）に該当する従業員を適用除外とした場合、事業主は、代替措置として、以下のいずれかの制度を講じなければなりません。

(a)　育児休業に関する制度に準ずる措置

(b)　フレックスタイム制度

(c)　始業・終業時間の繰上げ・繰下げ（時差出勤の制度）

(d)　従業員の３歳に満たない子に係る保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

手続

短時間勤務制度の適用を受けるための手続は就業規則等の定めによります。

こうした定めについては、事業主は、適用を受けようとする従業員にとって過重な負担を求めることにならないよう配慮しつつ、育児休業や所定外労働の制限など他の制度に関する手続も参考にしながら適切に定めることが必要です。

2　所定外労働の制限

制度の概要

● **３歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。**

対象となる従業員

原則として３歳に満たない子を養育する全ての男女従業員（日々雇用者を除く。）が対象となります。ただし、勤続年数１年未満の従業員と週の所定労働日数が２日以下の従業員については、労使協定がある場合には対象となりません。

手続

所定外労働制限の申出は、１回につき、１か月以上１年以内の期間について、開始予定日と終了予定日等を明らかにして、開始予定日の１か月前までに、事業主に申し出る必要があります。また、申出は何回もすることができます。

3 介護休暇

制度の概要

- **要介護状態にある対象家族の介護その他の世話を行う従業員は、事業主に申し出ることにより、対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。**
- 介護休暇は、労働基準法で定める年次有給休暇とは別に与える必要があります。
- 「要介護状態」とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいいます。
- 「対象家族」とは、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として、従業員が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫を含む。）、配偶者の父母です。
- 「その他の世話」とは、ア）対象家族の介護、イ）対象家族の通院等の付き添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の対象家族に必要な世話をいいます。

対象となる従業員

原則として、対象家族の介護、その他の世話をする全ての男女従業員（日々雇用者を除く。）が対象となります。ただし、勤続年数6か月未満の従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員については、労使協定がある場合には対象となりません。

手続

介護休暇の申出は、休暇を取得する日や理由等を明らかにして、事業主に申し出る必要があります。介護休暇の利用については緊急を要することが多いことから、当日の電話等の口頭の申出でも取得を認め、書面の提出等を求める場合は、事後となっても差し支えないこととすることが必要です。

※ 「所定外労働の制限」、「介護休暇」は、あらかじめ制度が導入され、就業規則等に記載されるべきものであることに留意してください。

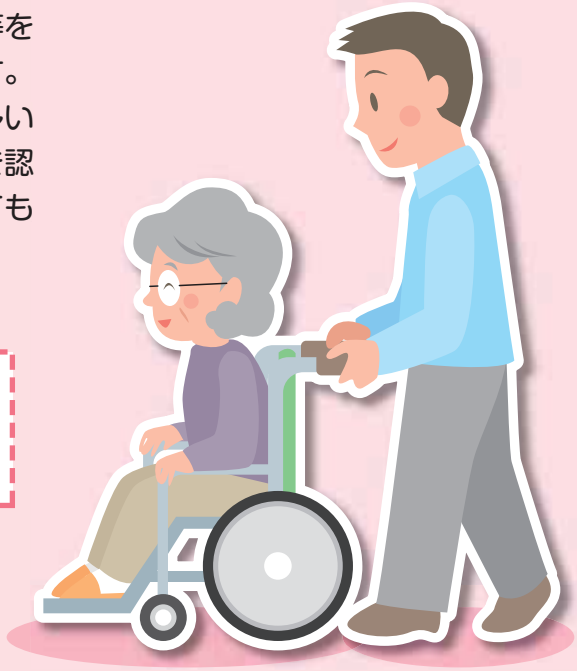

育児・介護休業法の概要

育児のための両立支援制度

(1) **育児休業** …… 育児のために仕事を休める制度です。
(2) **短時間勤務制度** …… 短時間勤務（1日6時間）ができる制度です。
(3) **所定外労働の制限** …… 残業が免除される制度です。
(4) **子の看護休暇** …… 子どもの病気の看護などのために仕事を休める制度です。
(5) **法定時間外労働の制限** …… 残業時間に一定の制限を設ける制度です。
(6) **深夜業の制限** …… 深夜（午後10時～午前5時）の就労を制限する制度です。
(7) **その他の両立支援措置** …… 仕事と育児の両立のために設けられたその他の制度です。
(8) **転勤の配慮** …… 育児期の従業員の転勤に一定の配慮を求める制度です。
(9) **不利益取扱いの禁止** …… 上記制度を利用した従業員への不利益な取扱いを禁じる制度です。

介護のための両立支援制度

(1) **介護休業** …… 介護のために仕事を休める制度です。
(2) **短時間勤務制度等の措置** …… 短時間勤務などができる制度です。
(3) **介護休暇制度** …… 介護などの必要がある日について仕事を休める制度です。
(4) **法定時間外労働の制限** …… 残業時間に一定の制限を設ける制度です。
(5) **深夜業の制限** …… 深夜（午後10時～午前5時）の就労を制限する制度です。
(6) **転勤の配慮** …… 家族の介護をする従業員の転勤に一定の配慮を求める制度です。
(7) **不利益取扱いの禁止** …… 上記制度を利用した従業員への不利益な取扱いを禁じる制度です。

育児・介護休業法に関する情報は、厚生労働省のHPで紹介しています

http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html

育児・介護休業等に関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局雇用均等室へ

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	富　山	076-432-2740	島　根	0852-31-1161
青　森	017-734-4211	石　川	076-265-4429	岡　山	086-224-7639
岩　手	019-604-3010	福　井	0776-22-3947	広　島	082-221-9247
宮　城	022-299-8844	山　梨	055-225-2859	山　口	083-995-0390
秋　田	018-862-6684	長　野	026-227-0125	徳　島	088-652-2718
山　形	023-624-8228	岐　阜	058-245-1550	香　川	087-811-8924
福　島	024-536-4609	静　岡	054-252-5310	愛　媛	089-935-5222
茨　城	029-224-6288	愛　知	052-219-5509	高　知	088-885-6041
栃　木	028-633-2795	三　重	059-226-2318	福　岡	092-411-4894
群　馬	027-210-5009	滋　賀	077-523-1190	佐　賀	0952-32-7218
埼　玉	048-600-6210	京　都	075-241-0504	長　崎	095-801-0050
千　葉	043-221-2307	大　阪	06-6941-8940	熊　本	096-352-3865
東　京	03-6893-1100	兵　庫	078-367-0820	大　分	097-532-4025
	03-3512-1611	奈　良	0742-32-0210	宮　崎	0985-38-8827
神奈川	045-211-7380	和歌山	073-488-1170	鹿児島	099-222-8446
新　潟	025-234-5928	鳥　取	0857-29-1709	沖　縄	098-868-4380

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

平成23年9月作成 リーフレットNo.10